

## シーズンロッカー使用約款

本約款は、HRTニューオータニ株式会社（以下「当社」という）がNASPAスキーガーデンに設置するシーズンロッカー（以下「ロッカー」という）の利用条件を定めるものであり、使用者は、本約款に同意の上、ロッカーを使用します。

### 1. ロッカー使用契約の成立時期と使用期間、使用時間及び使用料金

ロッカー使用契約（以下「契約」という）は、使用希望者が当社所定の申込書を提出後、使用料金の支払いが完了した時点で成立いたします。使用期間、使用時間及び使用料金は以下の通りです。

- ①使用期間 12月初旬～4月下旬または12月初旬～11月下旬
- ②使用時間 24時間使用可能
- ③使用料金 12月初旬～4月下旬 1台（スキー2本程度）16,500円（税込）  
12月初旬～4月下旬 1台（スキー3本程度）24,500円（税込）  
12月初旬～11月下旬 1台（スキー2本程度）22,000円（税込）  
12月初旬～11月下旬 1台（スキー3本程度）32,000円（税込）  
使用料金は、1シーズンあたりの金額です。  
使用期間の途中での使用開始又は解除その他使用期間が短縮された場合でも、使用料金の割引及び払戻はいたしません。

### 2. ロッカーに収容できないもの

使用者がロッカーに収容する物品（以下「収容品」という）は、スキー等に使用する携帯品に限るものとし、以下のものを収容することを禁止します。

- ①現金、有価証券、キャッシュカード、クレジットカード、ETCカード等
- ②貴重品（宝飾品、腕時計、重要な物品、書類、資料等を含みます）
- ③動物
- ④毒性のあるもの又は爆発物等の危険物
- ⑤法令等により所持、携帯が禁止されているもの
- ⑥盗品または犯罪によって得られたもの
- ⑦死体
- ⑧臭気を発生させるもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの又はロッカーを汚損、き損するおそれのあるもの
- ⑨その他、保管に適さないと認められるもの

### 3. ロッカーの改造等の禁止

- （1）ロッカーを返却する場合、ロッカー内の棚等の備品を使用開始時と同じ状態としてください。
- （2）ロッカーに備付の施錠設備以外に使用者が当社の事前の承諾なく施錠設備を追加する行為を禁止します。当該行為が認められた場合は、使用者の事前の同意なく、追加された施錠設備を開錠又は破壊する場合があります。
- （3）工具等を使用した改造もしくは変形、又は接着剤もしくは粘着性テープ等による汚損等、ロッカーの現状を変更する一切の行為を禁止します。当該行為が認められた場合のロッカーの修理又は交換費用は使用者の負担とします。

### 4. 契約の終了時期

契約は、使用期間の終了時又は第10項による解除時に、終了します。

### 5. 契約終了後に収容物が残置された場合の措置

- （1）契約終了後にロッカー内に収容物が残置された場合、ロッカーを開錠し、収容品を確認のうえ、第1項の申込書に記載の住所宛に着払いにて送付いたします。
- （2）当社が第1項の申込書に記載の住所へ送付したにもかかわらず到達しない場合には、使用者が収容品にかかる権利を放棄したものとみなし、当社において任意に処分いたします。当該処分に必要な費用は、使用者の負担とします。

### 6. 当社においてロッカーを開錠する場合

- （1）収容品が第2項の収容禁止品に該当する場合又はその疑いがある場合、当社は、使用者の事前の同意なくロッカーを開錠し、収容品の確認、保管場所の変更、廃棄その他適宜の措置をとる場合があります。
- （2）爆発物、毒物等の危険品又は犯罪に使用される可能性のあるものが収容されている疑いがある場合等、他の使用者又はスキー場利用者その他の第三者の生命、身体、財産に被害が及ぶおそれがある場合は、前号と同様の措置をとる場合があります。
- （3）その他当社が必要と認めた場合は、使用者の同意を得て、ロッカーを開錠した上、収容品を確認する場合があります。

### 7. 使用者の賠償責任

使用者がロッカーを破損、汚損、改造等した場合、棚等の備品を破損、紛失した場合、又は他のロッカー及び収容品に損害を与えた場合等、当社又は第三者に損害が発生した場合は、当該損害の賠償をしていただきます。

### 8. 当社の賠償責任

- （1）次の各号のいずれかに定める場合、ロッカーの収容品に滅失又はき損等の損害が生じたときであっても、当社はその賠償責任を負いません。
  - ①収容品が本約款で収容を禁止されている物品である場合。
  - ②使用者が施錠を失念した場合、使用者が使用者以外の者にロッカーを使用させた場合、その他使用者の故意又は過失により損害が発生した場合。
  - ③法令に基づき、収容品を押収され、又は証拠品として提出を求められた場合。
  - ④天災事変その他不可抗力による場合。
  - ⑤第5項又は第6項に定める対応により収容品に損害が発生した場合
  - ⑥前各号の他、当社の責に帰すべき事由によらない場合
- （2）当社が収容品の滅失又はき損等の損害について責任を負う場合、その原因が不法行為、債務不履行、不当利得その他のいかなるものであっても、当社の責任は、第1項の使用料金を限度とします。
- （3）ロッカーに収容していない物品の紛失、き損、盗難等につき、当社は一切の賠償責任を負いません。

### 9. 通知

- （1）使用者は、申込書に記載した住所、電話番号その他の連絡先に変更が生じた場合、速やかに当社へ通知するものとします。この通知を怠ったことによる一切の損害（第5項（2）の対応を含む）は、使用者の負担とします。
- （2）使用者は、ロッカーの鍵を紛失した場合には、直ちに当社へ通知するものとします。この通知を怠ったことによる一切の損害（収容品の盗難被害を含む）は、使用者の負担とします。

### 10. 契約の解除

当社は、使用者が本約款に定めに違反した場合、使用者によるロッカー使用方法又は使用状態が好ましくないと判断した場合、その他当社が必要と認めた場合は、契約を解除することができるものとします。